

### 標準市議会会議規則の一部改正について【正誤表】

令和6年2月16日に本会ホームページに掲載しました「令和5年度地方自治法改正に伴う標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例一部改正について」(全議M1第6号)について、下掲の通り、一部訂正がありましたのでご案内いたします。

具体的には、第74条で準用する第31条です。従来は第3項までの規定でしたので、第31条全体を準用していましたが、今回の改正により第4項が追加されました。

第4項は、法第118条(選挙)に基づく通知なので、表決では準用することはないこととなります。いわゆる「空振り」規定となり、特段の支障は生じませんが、準用範囲を明確に示すという観点から、第31条(開票及び投票の効力)「第1項から第3項まで」を追加することとしました。なお、委員会における同趣旨の規定である第135条については既に措置済みでございます(下線をひいていませんでしたので下線(赤字)を追加しました)。また、都道府県議会の標準会議規則は上記理由により本会の様な措置は講じませんが、町村議会の標準会議規則は、本会と同様の措置を講じています。

正誤を反映した報告書等につきましては、本会ホームページに掲載しております。

#### (会議規則) 赤色の部分を修正(第百三十五条は下線のみ追加)

| 正   | 誤  |
|---|--|
| (選挙規定の準用)   | (選挙規定の準用)  |
| <b>第七十四条</b> 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第二十七条((議場の出入口閉鎖))、第二十八条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第二十九条((投票))、第三十条((投票の終了))、第三十一条((開票及び投票の効力)) <u>第1項から第3項まで</u> 、第三十二条((選挙結果の報告)) <u>第1項及び第三十三条((選挙関係書類の保存))の規定を準用する。</u> | <b>第七十四条</b> 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第二十七条((議場の出入口閉鎖))、第二十八条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第二十九条((投票))、第三十条((投票の終了))、第三十一条((開票及び投票の効力))、第三十二条((選挙結果の報告)) <u>第1項及び第三十三条((選挙関係書類の保存))の規定を準用する。</u> |
| (選挙規定の準用)   | (選挙規定の準用)  |
| <b>第百三十五条</b> 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第二十八条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第二十九条((投票))、第三十条((投票の終了))、第三十一条((開票及び投票の効力)) <u>第1項から第3項まで及び第三十二条((選挙結果の報告))第1項の規定を準用する。</u>   | <b>第百三十五条</b> 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第二十八条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第二十九条((投票))、第三十条((投票の終了))、第三十一条((開票及び投票の効力)) <u>第1項から第3項まで及び第三十二条((選挙結果の報告))第1項の規定を準用する。</u>                          |